

保護者の皆様へ

前回マイナンバー提出により認定を受けている方へ送付しています

沖縄県立西原高等学校

校長 島田 純

(公印省略)

令和6年7月～令和7年6月までの

高等学校等就学支援金（授業料支援・Ⅱ期）の申請手続きについて

高等学校等就学支援金制度は、国による授業料の支援を行う制度です。

支援を受けるには、必ず申請を行う必要がありますので、下記のとおり書類を提出してください。なお、就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

平成31年4月から個人番号（マイナンバー）を利用した税額照会ができるようになっております。**前回マイナンバー提出により認定を受けている方は、原則書類提出の必要はありません**が、下記の場合は、学校へご連絡ください。

記

1 学校への連絡が必要な場合

- (1) **R5.7月(1年生はR6.4月)～R6.6月の期間で、保護者(親権者等)の情報に変更があった(離婚、死別、養子縁組、名字の変更など)**
- (2) **保護者のR5.1.1時点で居住の市町村とR6.1.1時点で居住の市町村が異なる(住民税の課税市町村が変わるので、税額照会が正しく行えない)**
- (3) **R5.1.1時点で国内に住所を所有していなかったが、R6.1.1時点で国内に住所を所有している**

2 連絡期限 **令和6年7月10日(水)**

3 留意事項

- (1) 自営業や不動産収入がある方で税の申告がお済みでない場合は、市町村への税額照会ができませんので、早急に課税市町村での確定申告をお願いします。
- (2) 税額照会の結果、保護者(親権者)等の「令和5年度市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整除額」の合計が304,200円以上の場合、授業料を納めていただくことになります。

<問い合わせ先> 西原高校事務室(担当 照屋・新垣)

TEL : 098-945-5418